

まちを育てる
未来のみちづくりプラン
(大和市道路整備計画)
(素案)

令和8年〇月

大和市

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
（1）計画の背景及び目的	2
（2）道路整備計画とは	3
（3）計画の位置付け	3
（4）計画の目標年次	4
（5）計画の対象	4
（6）道路の役割	5
（7）8つの視点とあるべき姿（目標）	7
（8）計画の構成	8
第2章 大和市の道路を取り巻く現況整理	9
（1）都市基盤整備の視点	10
（2）円滑な移動の視点	14
（3）安全・安心の視点	16
（4）防災の視点	21
（5）まちづくりの視点	25
（6）広域連携の視点	27
（7）環境の視点	32
（8）持続可能性の視点	33
第3章 なすべきこと（課題）と具体的な対策	37
（1）都市基盤整備の視点	38
（2）円滑な移動の視点	38
（3）安全・安心の視点	39
（4）防災の視点	40
（5）まちづくりの視点	41
（6）広域連携の視点	42
（7）環境の視点	43
（8）持続可能性の視点	44

第4章 都市計画道路整備プログラム	45
（1）整備プログラム作成の必要性	46
（2）整備プログラムの作成フロー	46
（3）都市計画道路未整備区間の抽出	46
（4）整備優先性の評価	53
（5）都市計画道路整備プログラム	131
第5章 実現化に向けた取り組み	135
（1）基本的な考え方	136
（2）道路整備施策の進行管理	137
（3）道路整備計画の更新	140
用語解説	141

第1章 計画策定の基本的な考え方

- (1) 計画の背景及び目的
- (2) 道路整備計画とは
- (3) 計画の位置付け
- (4) 計画の目標年次
- (5) 計画の対象
- (6) 道路の役割
- (7) 8つの視点とあるべき姿(目標)
- (8) 計画の構成

(1) 計画の背景及び目的

本市の道路網は、林間都市開発など鉄道事業者が主体となった開発事業や土地区画整理事業などにより、昭和の時代から都市基盤整備が進められ、それにあわせて都市計画道路などの幹線道路も段階的に整備されてきました。この結果、市街化区域内の都市計画道路の計画密度は、昭和59年3月の時点で県内平均(1.97 km/km²)を大きく上回る水準(2.36 km/km²)にまで達しました。

その後も都市計画道路の整備は続けられ、一定の道路網は確保されてきたものの、近年では、高座渋谷駅周辺における土地区画整理事業による都市基盤の整備、大和駅周辺や中央林間駅周辺における拠点施設の整備等により、駅周辺の都市機能の充実に注力してきました。

この間、本市周辺では、県道42号(藤沢座間厚木)や横浜市道18号(環状4号)、さがみ縦貫道路(圏央道)などが順次整備され、東名綾瀬スマートインターチェンジが開通するなど、新たな広域道路ネットワークが形成されてきました。また、本市と接続される相模原市や藤沢市の都市計画道路の整備が進むなど、本市をとりまく道路環境・交通状況が大きく変化し、本市の都市計画道路が広域道路ネットワークを担う役割は、これまで以上に大きくなっています。

現状における本市の幹線道路について、東西方向の広域道路ネットワークを担う路線は、国道246号を中心に県道40号や45号、50号などにより一定程度確保されているものの、南北方向は国道467号に依存している状況にあり、地域間交通や物流移動の円滑化、災害時の復旧支援活動、広域的な観光誘客の促進等の面から、代替路線の早期整備が求められており、改めて都市計画道路の整備を戦略的かつ計画的に進め本市の発展と市民の利便性向上に繋げていくことが必要です。

一方、従来から課題となっている交通渋滞の緩和策や交通安全対策、顕在化してきている道路施設の老朽化への対策や災害発生時の機能確保など、課題についても引き続き進める必要があります。

また、まちづくりの視点では、車中心から人が中心となる社会の実現を目指し、安心して歩ける歩行空間の確保や、自家用車から公共交通への利用転換の促進に加え、広域道路ネットワークの構築による観光誘客、道路整備と連携した土地利用転換による企業誘致といったことも道路が生み出す新たな付加価値として期待されます。

このように、道路に対する多様な機能や役割が求められる中で道路行政を進めていくためには、限られた財源と人材を最大限に有効活用していくことが必要となります。特に事業費が大きく期間が長期にわたる都市計画道路については、その時々の本市の財政状況を踏まえた上で、整備優先性をもとに時間軸を持った実効性の高い計画としていくことが求められます。

(2) 道路整備計画とは

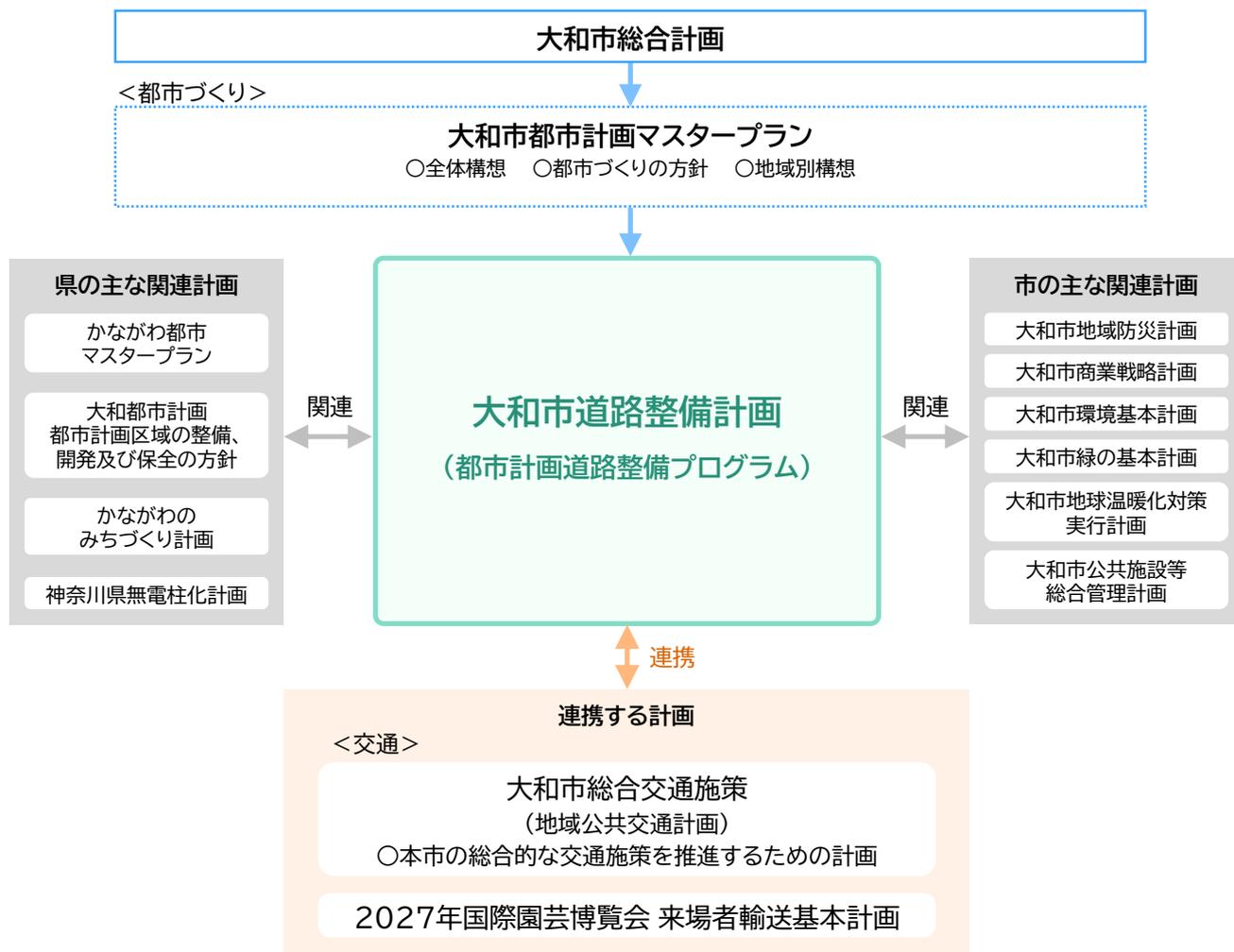
本市の道路行政が直面する様々な問題に対し、8つの視点で現況を整理し、あるべき姿（目標）を定めた上で、なすべきこと（課題）を明確にすることで、必要な対策を具体的に進めていくための計画です。

その中で、未整備の都市計画道路については、整備優先性と時間軸を示した「都市計画道路整備プログラム」として定めます。

なお、本計画中の本文や図面、写真、比較表等に示す都市計画道路の名称は、便宜上、略称等を用いています。正式な名称は、4章の「都市計画道路の一覧表」を参照ください。

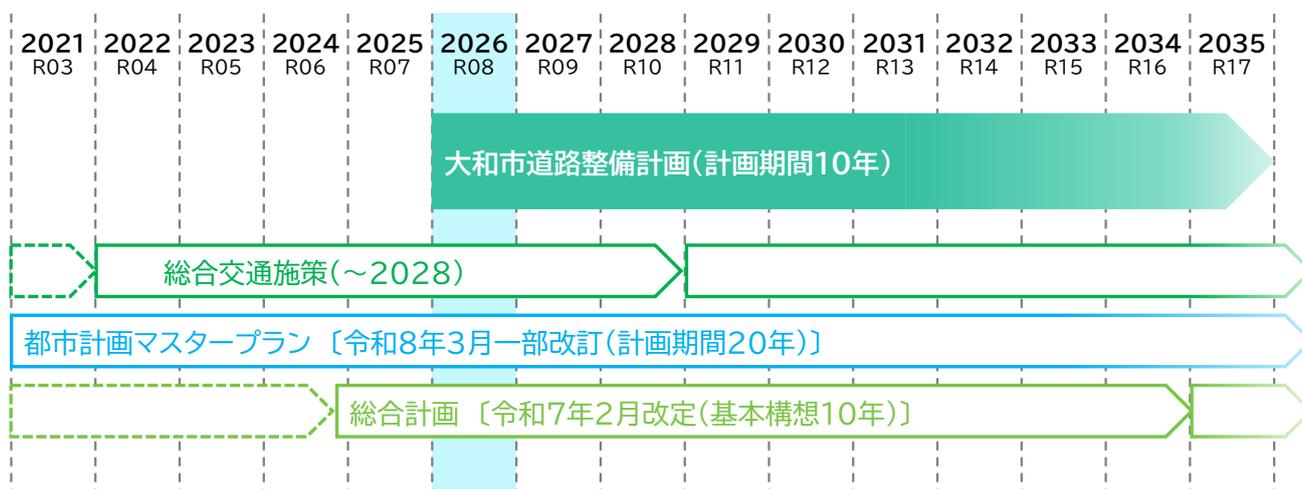
(3) 計画の位置付け

本計画は、上位計画である大和市総合計画や、大和市都市計画マスタープラン（令和8年3月一部改定）に即し、大和市総合交通施策等との連携を図ります。



(4) 計画の目標年次

本計画は計画期間を10年とし、目標年次を2035年度とします。また、昨今の社会情勢の変化の速さを踏まえ、5年を目途に中間見直しを行います。



(5) 計画の対象

本計画では、本市の道路行政を進めるために必要な施策を対象とします。また、「都市計画道路整備プログラム」は、未整備の都市計画道路を対象とします。

(6) 道路の役割

道路法では、目的として「交通の発達への寄与」や「公共の福祉の増進」が掲げられ、また、基本理念として、「経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する道路網の実現」や「安全かつ安心で豊かな国民生活の実現」、「自立的で個性豊かな地域社会の形成」、「脱炭素化の推進等による環境負荷への低減」、「道路の整備及び管理の効率的かつ効果的な実施」、「道路の防災に関する機能の確保」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「快適で質の高い生活環境の創出」などが示されています。

こうした道路法の基本理念を踏まえ、本計画では下表のとおり道路の役割を整理します。

道路法の基本理念（道路法第一条の2）	本計画での整理（道路の役割）	役割
・ 快適で質の高い生活環境の創出	1. 都市基盤	根幹的な役割
・ 安全かつ円滑な交通の確保	2. 円滑な移動	
・ 安全かつ安心で豊かな国民生活に資する道路網の実現	3. 安全・安心	
・ 道路の防災に関する機能の確保	4. 防災	まちをつくる役割
・ 自立的で個性豊かな地域社会の形成	5. まちづくり	
・ 経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する道路網の実現	6. 広域連携	
・ 脱炭素化の推進等による環境負荷への低減	7. 環境	維持する役割
・ 道路の整備及び管理の効率的かつ効果的な実施	8. 持続可能性	

1. 都市基盤

道路は上下水道、電気、通信などのライフラインと一体となって都市機能を支える都市基盤であり、安定した市民生活や都市活動を支える根幹的な施設です。計画的な道路整備により都市の骨格を形成し、土地利用の高度化や市街地の健全な発展を促進するとともに、公共施設や住宅地、産業拠点へのアクセス性を確保し、都市全体の機能性と利便性の向上を図る役割があります。

このため、本計画では「都市基盤整備」の視点から整理を行います。

2. 円滑な移動

道路整備は、通勤・通学、買い物、業務など日常生活における移動を円滑にし、人や物の流れを支える役割を担っています。渋滞の緩和やボトルネックの解消、適切な道路幅員や交差点形状の確保により、移動時間の短縮（速達性）や定時性の向上を図るとともに、公共交通や自転車、徒歩など様々な移動手段による移動環境を提供する役割があります。

このため、本計画では「円滑な移動」の視点から整理を行います。

3. 安全・安心

道路は誰もが日常的に利用する空間であることから、交通事故の防止や利用者の安全確保が重要になります。歩車分離や段差の解消、見通しの確保、適切な交通安全施設の整備、さらには通過交通と地域内交通を適切に分化し、子どもからお年寄り、障がいのある方を含むすべての利用者が安心して通行できる環境を確保する役割があります。

このため、本計画では「安全・安心」の視点から整理を行います。

4. 防災

道路は災害時における避難路や緊急輸送路として重要な機能を担っています。耐震性の確保や無電柱化などにより防災機能を強化し、災害発生時にも道路機能を維持し、迅速な避難や救助・復旧支援活動等を可能とすることが求められます。平常時だけでなく非常時にも機能する強靱な道路ネットワーク（ダブルネットワーク）を構築し、地域全体の防災力向上を図る役割を担っています。

このため、本計画では「防災」の視点から整理を行います。

5. まちづくり

道路は単なる交通施設ではなく、まちの景観やにぎわいを形成する重要な公共空間です。沿道の土地利用や地域特性との調和、空間ポテンシャルの活用等により、歩いて楽しい空間や交流を生む場を創出することで、地域の魅力向上に寄与する役割を担っています。また、こうしたまちへ向かう来街者に対し、様々な移動手段でアクセスできる移動環境を提供する役割も担っています。

このため、本計画では「まちづくり」の視点から整理を行います。

6. 広域連携

道路は市町村や圏域を越えた人や物の移動を支え、広域的な連携を促進する基盤です。都市計画道路を中心とした幹線道路の整備により広域道路ネットワークを形成し、企業誘致による産業活動や観光誘客、災害発生時の地域間連携の強化を図るなど、地域の広域的な発展に寄与する役割を担っています。

このため、本計画では「広域連携」の視点から整理を行います。

7. 環境

道路は慢性的な渋滞による周辺環境への影響等の懸念から、自然環境や生活環境との調和や配慮が不可欠です。そこで、道路施設の脱炭素化や緑化、渋滞緩和による移動の円滑化を図るとともに、公共交通や自転車の利用促進による環境負荷の少ない移動手段への転換等により、環境負荷低減に寄与する役割が求められます。

このため、本計画では「環境」の視点から整理を行います。

8. 持続可能性

将来にわたり道路を健全な状態で維持していくためには、道路を「つくる」だけでなく、道路を「使い続ける」意識への転換が求められます。将来的な維持管理や更新を見据えつつ事業費の平準化を図り将来世代への負担を抑える一方、必要な投資を行い、既存の機能を維持するなど道路行政の持続性を確保し続ける役割があります。

このため、本計画では「持続可能性」の視点から整理を行います。

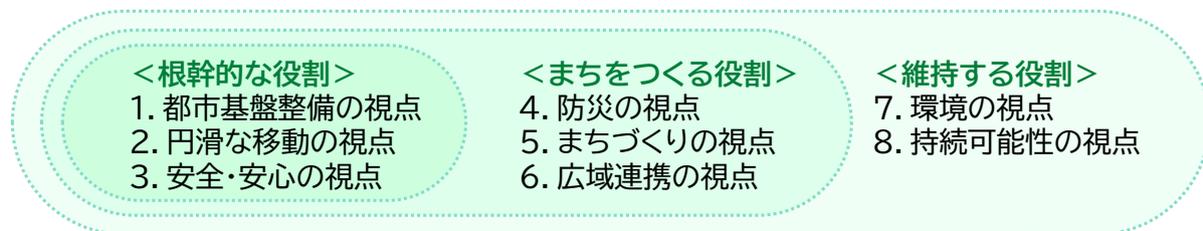
(7) 8つの視点とあるべき姿（目標）

道路の役割を踏まえ、8つの視点で現況を整理し、道路が目指すあるべき姿（目標）を位置付けます。

役割	視点	あるべき姿（目標）
根幹的な 役割	1. 都市基盤整備の視点	都市の骨格形成と市民生活を支える都市基盤
	2. 円滑な移動の視点	定時・速達性が確保された円滑な移動環境
	3. 安全・安心の視点	通過交通と地域内交通が分けられた安全・安心に歩ける歩行空間
まちを つくる 役割	4. 防災の視点	ダブルネットワークの形成と防災機能が強化された災害に強い道路体系
	5. まちづくりの視点	拠点へのアクセス性が向上した移動環境と空間ポテンシャルが活かされた道路空間
	6. 広域連携の視点	地域間連携や企業誘致に資する広域道路ネットワーク体系
維持する 役割	7. 環境の視点	渋滞緩和や脱炭素化による環境にやさしい道路空間
	8. 持続可能性の視点	適切に管理された道路施設による持続可能な道路行政

大和市道路整備計画

○8つの視点



都市計画道路整備プログラム

- 未整備都市計画道路を対象
- 整備効果と事業費(B/C:費用便益比)
- 整備優先性の評価

(8) 計画の構成

本計画の構成は、以下の通りです。

